

横浜市立市民病院における研究活動に関する行動規範

令和3年8月6日 制定

研究活動における不正行為は、横浜市立市民病院の名誉と社会的信頼を傷つけるものであり、許されることではありません。そのような事態に陥らぬよう、研究活動における不正行為を未然に防止し、また不幸にしてかかる行為が生じた際に、適切かつ速やかに対処し、再発を防止するために、横浜市立市民病院では、「横浜市立市民病院における科学研究費等による研究実施規程」第5条により、研究公正に関する行動規範を次のとおり定めます。

以下の事項は、科学研究費等を受けて研究を行う者及び研究関連事務に携わる者（以下、「研究者等」という。）全ての構成員が遵守しなければなりません。

（研究者等の基本的責任）

- 1 研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有することを自覚します。

（研究者等の姿勢）

- 2 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を示す最善の努力を払います。

（研究活動）

- 3 研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範に沿って誠実に行動します。研究者等は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければなりません。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、加担いたしません。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

- 4 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び所属機関の研究環境の質的向上、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組みます。

（研究対象などへの配慮）

- 5 研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮いたします。

（法令の遵守）

- 6 研究者等は、研究の実施及び科学研究費等の使用にあたっては、関係法令等を遵守いたします。また、科学研究費等が公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、適正な事務処理手続きを行わなければなりません。

(差別の排除)

7 研究者等は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重いたします。

(利益相反)

8 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応いたします。